

組織犯罪処罰法改正案に対する声明

政府は、国際組織犯罪防止条約（TOC 条約）を批准するための法整備の一環として、第193回通常国会に組織犯罪処罰法改正案を提出し、テロ等準備罪の新設をめざしています。本法案は、組織的犯罪集団が計画する犯罪行為を未然に防ぐという点において一定の効果が見込まれ、安全安心な生活を守るために重要な法案となることが考えられます。しかし、その内容の一部には、憲法が保障する思想・良心の自由、表現の自由、集会の自由などが侵害されかねない箇所が含まれています。

現段階では普通の団体と犯罪集団との線引きは不明確であり、私たちの運動や集会がいつ非合法のものとして扱われるかわかりません。すなわち、政府方針に反する声明を公表したり、学習会を開催しただけで、私たち青年団が組織的犯罪集団と見なされてしまう危険性があります。自由な運動や集会の制限は、青年団の「学び合い」の精神を妨げるものではないでしょうか。

また、本法案の議論はいささか性急すぎるという印象も受けます。過去に3度廃案になった「共謀罪」の内容はその都度修正されてきたものの、その内容は不十分です。例えば普通の団体と組織的犯罪集団との線引きが依然不明確であり、衆議院法務委員会通過に際し取り調べの可視化に関する部分が修正されてもなお、私たちの不安は解消されていません。加えて、著作権法などテロと関連が無さそうな法律も本法案の対象となるとしており、本法案が本当にテロ対策と TOC 条約批准を目的としたものなのか、疑問が残ります。関係団体はもとより法曹界からも懸念の声が上がっており、こうした声を政府は真摯に受け止め議論する必要があります。

私たち青年団は戦後、戦場から戻ってきた青年たちが荒廃したふるさとを目の当たりにし、「青年は二度と銃を取らない」と固く誓い合い、ふるさとを再生させるべく各地で結成されました。これ以降青年団は、青年の生活をより良いものにし、青年団自身の主体性の確立をめざして活動してきました。そのため、青年の暮らしを揺さぶる国内外の政治的動向を含む諸問題に対して、折に触れ積極的に発言し続けてきました。青年の立場からできる限りの議論を尽くしつつ、要求すべき点については要求し、批判すべき点については批判するという主体性を堅持してきました。だからこそ、青年たちが考え、主張することを妨げる危険性のある本法案を看過するわけにはいきません。

今年が憲法施行70周年の節目の年です。私たちには、先達が憲法制定に際し込めた、基本的人権が尊重され、平和を希求し続ける社会を実現し、後世に残したいという想いを斟酌し、尊重する義務があります。私たちは、政府に対して、本法案の廃案ならびに再考と修正を求めます。

2017年6月2日

日本青年団協議会常任理事会